

報告品目・新キット製品が薬価収載されましたのでお知らせいたします。

番号	薬効分類	区分	商品名	規格単位	薬価(円)	製造販売	成分名	効能・効果	用法・用量	備考
1	119	内用薬	タリージェOD錠 2.5mg	2.5mg1錠	67.20	第一三共	ミロガバリンベ シル酸塩	神経障害性疼痛	通常、成人には、ミロガバリンとして初期用量1回5mgを1日2回経口投与し、その後1回用量として5mgずつ1週間以上の間隔をあげて漸増し、1回15mgを1日2回経口投与する。なお、年齢、症状により1回10mgから15mgの範囲で適宜増減し、1日2回投与する。	再審査期間中の 剤形追加
			タリージェOD錠 5mg	5mg1錠	92.50					
			タリージェOD錠 10mg	10mg1錠	127.90					
			タリージェOD錠 15mg	15mg1錠	154.80					
2	232	内用薬	タケキャブOD錠 10mg	10mg1錠	100.50	武田薬品工 業	ポノプラザンフ マル酸塩	○胃潰瘍、十二指腸潰瘍、 逆流性食道炎、低用量アス ピリン投与時における胃潰 瘍又は十二指腸潰瘍の再発 抑制、非ステロイド性抗 炎症薬投与時における胃潰瘍 又は十二指腸潰瘍の再発抑 制 ○下記におけるヘリコバク ター・ピロリの除菌の補助 胃潰瘍、十二指腸潰瘍、 胃MALTリンパ腫、特発性 血小板減少性紫斑病、早期 胃癌に対する内視鏡的治療 後胃、ヘリコバクター・ピ ロリ感染胃炎	〈胃潰瘍、十二指腸潰瘍〉 通常、成人にはポノプラザンとして1回20mgを1日1回経口投与する。なお、通常、胃潰瘍 では8週間まで、十二指腸潰瘍では6週間までの投与とする。 〈逆流性食道炎〉 通常、成人にはポノプラザンとして1回20mgを1日1回経口投与する。なお、通常4週間ま での投与とし、効果不十分の場合は8週間まで投与することができる。 さらに、再発・再燃を繰り返す逆流性食道炎の維持療法においては、1回10mgを1日1回経 口投与するが、効果不十分の場合は、1回20mgを1日1回経口投与することができる。 〈低用量アスピリン投与時における胃潰瘍又は十二指腸潰瘍の再発抑制〉 通常、成人にはポノプラザンとして1回10mgを1日1回経口投与する。 〈非ステロイド性抗炎症薬投与時における胃潰瘍又は十二指腸潰瘍の再発抑制〉 通常、成人にはポノプラザンとして1回10mgを1日1回経口投与する。 〈ヘリコバクター・ピロリの除菌の補助〉 通常、成人にはポノプラザンとして1回20mg、アモキシシリン水和物として1回750mg（カ 価）及びクラリスロマイシンとして1回200mg（カ価）の3剤を同時に1日2回、7日間経口投 与する。 なお、クラリスロマイシンは、必要に応じて適宜増量することができる。ただし、1回 400mg（カ価）1日2回を上限とする。 プロトンポンプインヒビター、アモキシシリン水和物及びクラリスロマイシンの3剤投与に よるヘリコバクター・ピロリの除菌治療が不成功の場合は、これに代わる治療として、通 常、成人にはポノプラザンとして1回20mg、アモキシシリン水和物として1回750mg（カ 価）及びメトロニダゾールとして1回250mgの3剤を同時に1日2回、7日間経口投与する。	再審査期間中の 剤形追加
			タケキャブOD錠 20mg	20mg1錠	150.50					
3	249	注射薬	レベスティブ皮下 注用0.95mg	0.95mg1瓶 （溶解液 付）	18,421	武田薬品工 業	テデュグルチド （遺伝子組換 え）	短腸症候群	通常、テデュグルチド（遺伝子組換え）として1日1回0.05mg/kgを皮下注射する。	再審査期間中の 規格追加
4	429	注射薬	バドセブ点滴静注 用20mg	20mg1瓶	61,276	アステラス 製薬	エンホルツマブ ベドチン（遺 伝子組換え）	がん化学療法後に増悪した 根治切除不能な尿路上皮癌	通常、成人にはエンホルツマブ ベドチン（遺伝子組換え）として1回1.25mg/kg（体重）を 30分以上かけて点滴静注し、週1回投与を3週連続し、4週目は休薬する。これを1サイクル として投与を繰り返す。ただし、1回量として125mgを超えないこと。なお、患者の状態に より適宜減量する。	再審査期間中の 規格追加
5	131	外用薬	マイトマイシン眼 科外用液用2mg	2mg1瓶	1,563.90	協和キリン	マイトマイシン C	緑内障観血的手術における 補助	医療用スポンジに0.1～0.5mg（カ価）/mLマイトマイシンC溶液を浸潤させて、手術中に手 術部位の組織上に最大5分間留置した後、十分に洗浄する。	新投与経路
6	269	外用薬	ヘビオローション 2.5%	2.5%1g	98.10	マルホ	過酸化ベンゾ イル	尋常性ざ瘡	1日1回、洗顔後、患部に適量を塗布する。	再審査期間中の 剤型追加

- ・内容についての詳細な情報又は正確な情報は、添付文書等をご参照下さい。
- ・薬価に関する情報は「官報」でもご確認下さい。
- ・承認に関する情報は「医薬品医療機器情報提供ホームページ」の新薬の承認に関する情報もご参照下さい。
- ・医薬品薬価マスターに関する情報は「診療報酬情報提供サービス」をご参照下さい。
- ・医薬品コードに関する情報は「薬価基準収載医薬品コード表(MEDIS-DC提供)」をご参照下さい。